

平成27年第5回玉城町議会臨時会会議録

招集年月日 平成27年10月5日(月)
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成27年10月5日(木)(午前9時04分)
出席議員 1番 中西 友子 2番 北 守 3番 坪井 信義
4番 北川 雅紀 5番 中瀬 信之 6番 山口 和宏
7番 奥川 直人 8番 山本 静一 9番 前川 隆夫
10番 川西 元行 11番 風口 尚 12番 小林 豊
13番 小林 一則

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	東 博明
病院老健事務局長	田村 優	総務課長補佐	里中 和樹		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

提出議案

日 程

第 1 指定第 1号 仮議席の指定
第 2 選挙第 1号 議長選挙について

日程追加

第 3 選挙第 2号 副議長選挙について
第 4 指定第 2号 議席の指定
第 5 会議録署名議員の指名
第 6 会期の決定
第 7 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
第 8 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
第 9 選挙第 3号 伊勢広域環境組合議会議員選挙について
第10 選挙第 4号 菊狭間環境整備施設組合議会議員選挙について
第11 選挙第 5号 伊勢地域農業共済事務組合議会議員選挙について
第12 選挙第 6号 わたらい老人福祉施設組合議会議員選挙について
第13 議案第73号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
第14 発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について

(午前9時4分 開会)

○事務局長(田畑 良和) 開会に先立ちまして、臨時議長をご紹介申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、『出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行う』ことになっています。

それでは、年長の竹内正毅議員をご紹介します。

竹内正毅議員、議長席へお願いします。

○臨時議長(竹内 正毅)ただいま、紹介されました竹内正毅です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は、13人で、定足数に達しております。

したがって、平成27年第5回玉城町議会臨時会は成立しましたので、開会します。

開会にあたり、町長より臨時会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一) 平成27年第5回玉城町議会臨時会開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、このたびの任期満了によります議会議員選挙におきまして当選を果たされました。誠におめでとうございます。この10月1日からご就任を頂いたわけですが、早速、1昨日の各保育所の運動会にもご臨席をいただきまして、ご声援をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

今、地方を取り巻く状況はご承知のように少子化、高齢化が早いスピードで進行しておるとい状況でございますが、玉城町はさらに発展をしていく町として努力をしていかななくてはならないと考えているわけでありまして、議員の皆様の一層のご指導とご鞭撻をお願いするものでございます。

ご案内のように今日は初議会ということで、議会構成を定めていただくということでございます。何とぞ、よろしくお願いを申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長(竹内 正毅)これより、会議を開きます。

ただいまからの会議は、議会の構成に関するものでありますので、しばらくの間参与の方の退席を願います。暫時休憩します。

(午前9時8分 休憩)

(参与議場から退席する)

(午前9時9分 再会)

○臨時議長(竹内 正毅)再開します。

日程第1、指定第1号 仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行いたい
と思います。

ご異議ありませんか。10番 小林豊君

○10番(小林 豊)

今回、新人議員が4人ということで約3分の1を占めることとなります。そんな
中でいきなり選挙というのは、いかがなものかと思imasので、この際、立候補制
をとり議会に対する考え、今後の運営等を述べていただき、そういう場を設けてい
ただきたく、強く切望いたします。

○臨時議長(竹内 正毅)暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(議員懇談会を開催し協議する。)

(午前9時33分 再開)

○臨時議長(竹内 正毅)再開します。

小林 豊議員から発言のあった立候補制を取り入れてはどうかの意見について
採決をします。

賛成する方の挙手を求めます。

(挙手少数)

「挙手少数」です。

したがって、選挙の方法は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉鎖する)

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙を配布)

念のため申し上げます投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検する)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

○事務局長（田畑 良和）点呼します。

1番 井上容子議員、2番 中西友子議員、3番 風口 尚議員、4番 山口和宏議員、5番 中瀬信之議員、6番 坪井信義議員、7番 中村長男議員、8番 奥川直人議員、9番 北 守議員、10番 小林 豊議員、12番 前川さおり議員、13番 北川雅紀議、11番 竹内正毅議員（臨時議長）

（事務局長より議席順に点呼。1番 井上容子議員から13番 北川雅紀議員とするが、臨時議長は選挙の管理者であるので最後に投票）

○臨時議長（竹内 正毅）投票漏れはありますか

（なし）

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番 井上容子さん、2番 中西友子さんの2名を指名致します。

1番 井上容子さん、2番 中西友子さん、開票の立会いをお願いします
（開票する）

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、これは先程の出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 13 票 無効投票 0 票

有効投票のうち、中瀬信之君 10 票

風口 尚君 2 票

山口和宏君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、中瀬信之君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場の閉鎖を解く）

ただいま、議長に当選されました中瀬信之君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

中瀬信之君

○議長（中瀬 信之）一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、多くの議員の皆様方より議会議長という重責にご推挙をいただきました。この席は非常に重い席だと認識しております。

私個人は非常に微力ではありますが議会発展のために尽くしていきたいと考えています。私たち議会の画像を町民のみなさん方に一層わかるように今まで以上に進めてまいりたいと思っております。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（竹内 正毅）これをもちまして臨時議長の職務は終了しました。
ご協力ありがとうございました。

中瀬信之議長、議長席へお着き願います。
暫時休憩します。

（午前 10 時 28 分 休憩）

（中瀬信之議長 議長席へ）

（午前 10 時 28 分 再開）

○議長（中瀬 信之）再会します。

日程第3 選挙第2号 これより「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

（議場を閉鎖する）

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

念のため申し上げます投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱を点検する）

「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

点呼を命じます。

○事務局長（田畑 良和）点呼します。

1 番 井上容子議員、2 番 中西友子議員、3 番 風口 尚議員、4 番 山口和宏議員、6 番 坪井信義議員、7 番 中村長男議員、8 番 奥川直人議員、9 番 北守議員、10 番 小林 豊議員、11 番 竹内正毅議員、12 番 前川さおり議員、13 番 北川雅紀議員、5 番 中瀬信之議員（議長）

（事務局長より議席順に点呼。1 番 井上容子議員から 13 番 北川雅紀議員とするが、議長は選挙の管理者であるので最後に投票）

○議長（中瀬 信之）投票漏れはありますか

（なし）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、開票立会人に 3 番 風口尚君、4 番 山口和宏君の 2 名を指名します。

3 番 風口 尚君、4 番 山口和宏君、開票の立会いをお願いします。

（開票する）

選挙の結果を報告致します。

投票総数 13 票、これは先程の出席議員数に符合しています。

そのうち、有効投票 13 票 無効投票 0 票です。

有効投票のうち 坪井信義君 6 票

奥川直人君 2 票

北 守君 2 票

小林 豊君 2 票

山口和宏君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって坪井信義君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場の閉鎖を解く）

ただいま、副議長に当選された坪井信義君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

坪井信義君

- 副議長（坪井 信義）ただいまは副議長選挙におきまして、ご推挙をいただきまして、就任をさせていただくことになりました。中瀬議長とともに議会改革につきまして、議員定数の削減問題、或いは議員報酬の見直し等々、いくつかの問題がございます。これらに積極的に取組みをいたしたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。
- 議長（中瀬 信之）暫時休憩します。

（午前10時41分 休憩）

- 議会事務局長（田畑良和）それでは事務局からご連絡をいたします。休憩中ではありますが、議事運営についてご協議を願いたいと思いますので午前10時50分から協議をはじめますので第1委員会室へご参集願います。

（議会運営協議会 第1委員会室）

（午前12時56分 再開）

（参与 議場に入る）

- 議長（中瀬 議員）再開します。
- 日程第4 指定第2号 「議席の指定」を行います。
- 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手許に配布しました議席表のとおり指定します。

次に、日程第5 「会議録署名議員の指名」を行ないます。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において

1番 中村長男君 2番 山口和宏君

の2名を指名します。

- 議長（中瀬 信之）次に、日程第6 「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。したがって会期は本日1日間に決定しました。

次に、日程第7 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中瀬 信之) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手許に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。ただいま選任されました常任委員会の委員長及び副委員長については、お手許に配布のとおりでありますからご了承願います。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手許に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手許に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

報告します。ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長については、お手元に配布のとおりでありますからご了承願います。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第9. 選挙第3号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

伊勢広域環境組合議会議員に、前川さおりさん、中村長男君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました、前川さおりさん、中村長男君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました 前川さおりさん、中村長男君が伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました前川さおりさん、中村長男君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

○議長(中瀬 信之)次に、日程第 10 選挙第 4 号 菊狭間環境整備施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

菊狭間環境整備施設組合議会議員に、北 守君、奥川直人君を議長において指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、北 守君、奥川直人君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました北 守君、奥川直人君が菊狭間環境整備施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました北 守君、奥川直人君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

○議長(中瀬 信之)次に、日程第 11 選挙第 5 号 伊勢地域農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

伊勢地域農業共済事務組合議会議員に竹内正毅君、井上容子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました、竹内正毅君、井上容子さんを当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、竹内正毅君、井上容子さんが伊勢地域農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、竹内正毅君、井上容子さんが議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をします。

○議長(中瀬 信之)次に、日程第 12 選挙第 6 号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に、北川雅紀君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました、北川雅紀君を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、北川雅紀君が、わたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、北川雅紀君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

暫時休憩します。

(午後 1 時 06 分 休憩)

(監査委員に推薦された北議員に退席を願う。)

(午後 1 時 07 分 再開)

○議長(中瀬 信之)再開します。

次に、日程第 13 議案第 73 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長(辻村 修一)議案第 73 号 玉城町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

玉城町監査委員、中瀬信之氏の任期満了に伴い新しく、北 守氏を監査委員として選任致したく地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、中瀬信之氏におかれましては 2 年間に亘り適切な監査を賜りご指導いただきましたことに厚くお礼申し上げる次第でございます。提案の監査委員の選任につきまして、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中瀬 信之)提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから、議案第 73 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決をします。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。

したがって、議案第 73 号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1 時 08 分 休憩)

(北 守議員 入場)

(午後 1 時 09 分 再開)

○議長(中瀬 信之) 再会します。

北 守君挨拶をお願いします。

○監査委員(北 守) ただいま同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

玉城町は約 55 億の巨額な予算を持っておりまして、町長以下職員さんが、それを執行していただいているわけなんです。また大変な任務と言うか重責を担わしていただき、本当に微力ながら今後ともがんばらせていただきたいと思いますのでみな様方ご協力をいただき、やっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

これで挨拶を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第 14 発議第 12 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から委員会において審査する事件について、会議規則第 75 条の規定により、お手許に配布しました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもって本臨時議会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、平成 27 年第 5 回玉城町議会臨時議会を閉会します。
閉会にあたり町長挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

○ 町長（辻村 修一）閉会にあたり挨拶をさせていただきます。

ご案内のとおり本臨時会では、議会構成を決定いただきました。今後ともなにとぞよろしくお願いを申し上げます。

玉城町は議員の皆様方にご承認をいただいて、玉城町の総合計画に基づいて町政の推進をさせていただいておるわけでございます。

町の将来像に掲げておりますのはご承知のように「だれもが元気で安心して暮らせるまち ふるさと玉城」これを将来像に掲げて、町政推進をさせていただいているわけでありまして、おかげさまで他の近隣市町に類のない元気なまちだとかういう評価をいただいているわけでございます。

人口減少の少ない、いい傾向であります。

保育所、小中学校の児童生徒を合わせますと 2000 人の子どもたちが元気に学んでおる。そして地域におきましては、地域の皆さん方の熱心な活動が生まれてきておる。こういうまちでございまして、この玉城町のまちのよさ、更に、玉城町のまちの魅力を高めながら、これからもまちとして持続発展をしていかななくてはならんところなふうに思っておるわけでありまして、なお一層の議員の皆様方のご指導ご鞭撻、ご理解とご支援を賜りますようお願いを申しあげまして、閉会にあたりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

○ 議長（中瀬 信之）一言ご挨拶を申し上げます

提案されました議案がすべて可決をされました。新しい体制でこれから議会を進むわけでありましたが、議会の皆様と一緒に進んでいきたいと考えております。今回多くの提案もいただいた中、新しい課題についても進んでいきたいと。また議会と行政は車でいう両輪だと認識しております。色々議論はしながらも前に進む議会としていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

（午後 1 時 15 分 閉会）